

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

市川三郷町は、国民健康保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

市川三郷町長

公表日

令和6年3月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法に基づく被保険者の資格の得喪・変更等の管理、被保険者証・限度額適用認定証等の発行、レセプトのチェック、療養費等の給付業務を行うとともに、地方税法に基づき、国民健康保険事業に要する費用（後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用を含む。）等に充てるため、被保険者に対する国民健康保険税を算出し、賦課徴収している。 また国保都道府県化に伴い、被保険者資格等に関する情報を都道府県単位で管理するため、資格継続業務及び高額該当回数の引き継ぎ業務を実施する。 国民健康保険法、地方税法及び地方税法行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①被保険者に係る申請等（申請、届出又は申出）の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答 ②被保険者証等の各種証明書の交付・再交付・返還受理 ③保険給付の支給 ④保険医療機関等への一部負担金に係る措置 ⑤保険給付の一時差止め ⑥国民健康保険税の賦課、更正、減免、徴収 ⑦国民健康保険税の納付証明書発行 ⑧口座登録、口座振替処理 ⑨過誤納が発生した納税義務者へ還付・充当処理 ⑩督促及び催告処理 ⑪滞納整理、地方税法に基づく調査 ⑫資格継続業務 ⑬高額該当回数の引き継ぎ業務 ⑭オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。
③システムの名称	国民健康保険システム（資格・賦課）、宛名納付システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、次期国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル、給付情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 16項、30項 平成26年内閣府・総務省令第5号第16条・第24条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13号 【オンライン資格確認の準備業務】 番号法第9条第1項及び別表第一 30項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】1,2,3,4,5,12,15,17,22,26,27,29,30,33,39,42,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,120項 【情報照会】27,42,43,44,45,121項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】1,2,3,4,5,19,20,25,33,43,44,46条 【情報照会】20,25,25の2,26条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13号 【オンライン資格確認の準備業務】 番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法第113条の3第1項、第2項	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	町民課 税務課	
②所属長の役職名	町民課長 税務課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	総務課 山梨県西八代郡市川三郷町市川大門1790-3 055-272-1102	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	町民課 山梨県西八代郡市川三郷町市川大門1790-3 055-272-1105 税務課 山梨県西八代郡市川三郷町市川大門1790-3 055-272-1104	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☒] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月1日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】 1,2,3,4,5,12,15,17,22,26,27,29,30,33,39,42,58,62,7 8,80,87,88,93,97,106,109,120項 【情報照会】27,42,43,44,45項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】1,2,3,4,5,19,20,25,33,43,44,46条 【情報照会】20,25,26条	番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】 1,2,3,4,5,12,15,17,22,26,27,29,30,33,39,42,58,62,7 8,80,87,88,93,97,106,109,120項 【情報照会】27,42,43,44,45,121項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】1,2,3,4,5,19,20,25,33,43,44,46条 【情報照会】20,25,26条	事後	公表後の見直しによる
令和6年3月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証等の各種証明書の交付・再交付・返還受理 ③保険給付の支給 ④保険医療機関等への一部負担金に係る措置 ⑤保険給付の一時差止め ⑥国民健康保険税の賦課、更正、減免、徴収 ⑦国民健康保険税の納付証明書発行 ⑧口座登録、口座振替処理 ⑨過誤納が発生した納税義務者へ還付・充当処理 ⑩督促及び催告処理 ⑪滞納整理、地方税法に基づく調査 ⑫資格継続業務 ⑬高額該当回数の引き継ぎ業務	①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答 ②被保険者証等の各種証明書の交付・再交付・返還受理 ③保険給付の支給 ④保険医療機関等への一部負担金に係る措置 ⑤保険給付の一時差止め ⑥国民健康保険税の賦課、更正、減免、徴収 ⑦国民健康保険税の納付証明書発行 ⑧口座登録、口座振替処理 ⑨過誤納が発生した納税義務者へ還付・充当処理 ⑩督促及び催告処理 ⑪滞納整理、地方税法に基づく調査 ⑫資格継続業務 ⑬高額該当回数の引き継ぎ業務 ⑭オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務	事後	国保情報集約システムがクラウドに移行することに伴う評価の実施による修正
令和6年3月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム(資格・賦課)、宛名納付システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、次期国保総合システム、国保情報集約システム	国民健康保険システム(資格・賦課)、宛名納付システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、次期国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等	事後	国保情報集約システムがクラウドに移行することに伴う評価の実施による修正
令和6年3月1日	I 関連情報 3.個人番号の理由 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 16項、30項 平成26年内閣府・総務省令第5号第16条・第24条	番号法第9条第1項 別表第一 16項、30項 平成26年内閣府・総務省令第5号第16条・第24条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13号 【オンライン資格確認の準備業務】 番号法第9条第1項及び別表第一 30項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	実態に即した修正及び国保情報集約システムがクラウドに移行することに伴う評価の実施による修正
令和6年3月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】 1,2,3,4,5,12,15,17,22,26,27,29,30,33,39,42,58,62,7 8,80,87,88,93,97,106,109,120項 【情報照会】27,42,43,44,45,121項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】1,2,3,4,5,19,20,25,33,43,44,46条 【情報照会】20,25,26条	番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】 1,2,3,4,5,12,15,17,22,26,27,29,30,33,39,42,58,62,7 8,80,87,88,93,97,106,109,120項 【情報照会】27,42,43,44,45,121項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】1,2,3,4,5,19,20,25,33,43,44,46条 【情報照会】20,25,25の2,26条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13号 【オンライン資格確認の準備業務】 番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法第113条の3第1項、第2項	事後	実態に即した修正及び国保情報集約システムがクラウドに移行することに伴う評価の実施による修正
令和6年3月1日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務課 庶務係 山梨県西八代郡市川三郷町市川大門1790-3 055-272-1102	総務課 山梨県西八代郡市川三郷町市川大門1790-3 055-272-1102	事後	組織改編による修正
令和6年3月1日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	町民課 国保年金係 山梨県西八代郡市川三郷町市川大門1790-3 055-272-1105 税務課 住民税係 山梨県西八代郡市川三郷町市川大門1790-3 055-272-1104	町民課 山梨県西八代郡市川三郷町市川大門1790-3 055-272-1105 税務課 山梨県西八代郡市川三郷町市川大門1790-3 055-272-1104	事後	組織改編による修正
令和6年3月1日	II しいき値判断項目 1.対象人数	令和5年3月1日時点	令和6年3月1日時点	事後	時点修正
令和6年3月1日	II しいき値判断項目 2.取扱者数	令和5年3月1日時点	令和6年3月1日時点	事後	時点修正